

令和6年能登半島地震の被災者支援を継続するために、総合法律支援法における無料法律相談援助の実施期間の延長等を求める会長声明

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被害状況は、内閣府の非常災害対策本部の発表によると、同年12月24日時点で、死者・行方不明者が489名（うち災害関連死が261名）、負傷者が1379名、半壊以上の住家被害が2万9670件となっており、平成23年に発生した東日本大震災以降最大規模の被害となっている。

令和6年1月11日、政府は、総合法律支援法（以下「法」という。）第30条第1項第4号、令和6年政令第6号に基づき、能登半島地震を非常災害と指定し、同地震発生日に、同地震によって災害救助法が適用された地域に、住所、居所、営業所又は事業所（以下「住所等」という。）を有していた国民等を対象として、資力を問わず、同年12月31日まで、無料で弁護士等の法律相談（日本司法支援センター（法テラス）の無料法律相談援助）を受けられるようにすることを定めた（以下「無料法律相談援助」という。）。能登半島地震の被災地においては、法テラスの事務所、指定相談場所における相談に加えて、事務所等へのアクセスが困難な地域に移動相談車両（法テラス号）を派遣するなどの対応がとられており、無料法律相談援助は、能登半島地震の被災者のニーズに応える上で重要な役割を果たしてきた。

しかし、法の定める無料法律相談援助の実施期間の上限は1年にとどまる。

現在、復旧に向けた関係各位の懸命な活動が続いており、徐々に復旧が進みつつあるが、報道によると、令和6年12月下旬時点の仮設住宅、みなし仮設の入居者は2万人に及ぶ。また、石川県は、公費解体が必要な建物の見込み数を3万2410棟としていたが、同年9月の豪雨水害の被害もあり、公費解体の申請数が同見込み数を超え、さらなる増加も予想されるため、令和7年1月に公費解体の見込み数を見直すことを明らかにした。また、日本弁護士連合会が実施する無料電話相談や自然災害債務整理ガイドラインの利用件数を踏まえると、相当程度の相談ニーズがある。このように、被災者の生活再建は途上にあるにもかかわらず、無料法律相談援助を受けられなくなるのでは、被災者が専門家への相談を躊躇し、被災者に対する生活再建支援が滞るおそれがある。

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨など過去の多くの災害に照らしても、被災者の法律相談ニーズは発災から1年が経

過した時点においてもなお高い状況であった。しかも、仮設住宅の入居期間中は、生活再建に向けた支援が必要なところ、原則2年の入居期間が延長されてきた実情を踏まえ、2年経過後も被災者の生活再建のための支援が必要となる場合が多い。

そこで、当会は、国に対し、令和6年能登半島地震のみならず、今後起きうる大規模災害も踏まえ、法第30条第1項第4号を改正し、法テラスによる無料法律相談の実施期間の上限を現在の1年から少なくとも2年に伸長するとともに、実施期間が上限に達した場合でも政府の決定により2年を超えて延長することができるようにすること及び必要な予算措置を講じることを求める。

また、能登半島地震については、東日本大震災以降最大規模の被害が生じていること、災害からの復旧や生活再建が様々な事情から停滞していること、令和6年9月には能登半島豪雨災害が発生し、能登半島地震の被災者が復興途上で再び被災するという事態も生じ、被災者に対する法的支援の必要性はこれまで以上に高まっている。今後も災害関連死の申請に関する相談や対応、各種の支援金の申請、相隣関係など地震に起因する紛争の解決、自然災害債務整理ガイドラインに基づく債務整理を含む債務の処理など多数の法律相談や紛争処理のニーズが生じることが容易に予想される。この点、先の東日本大震災後には特例法が制定され、被災地に住所等があった人であれば、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての手續（以下「行政不服申立手續」という。）を含め、資力を問わず法テラスにおける法律相談援助、代理援助等を受けられ、事件の進行中は立替金の返済が猶予された。

そこで、当会は、国に対して、令和6年能登半島地震について、発災当時、被災地に住所等を有していた被災者であれば資力を問わず法テラスにおける法律相談援助、代理援助及び書類作成援助等を受けられること、裁判所における手續のほか行政不服申立手續などについても代理援助及び書類作成援助の対象とすること、事件の進行中は立替金の償還が猶予されることなどを含む法テラスの業務に関する特例法を制定することを求める。

以上

2025年（令和7年）1月30日

徳島弁護士会会長 白川 剛